

税関による知的財産侵害物品の水際取締り—認定手続を中心に—

行政事件解決研究会

元弁護士 前田智弥 Tomohiro Maeda

Case

甲株式会社（以下「甲社」という。）は、有名デザイナーが描く絵本「ロッピーくん」の著作権者である。ライオンの男の子のキャラクターである“ロッピーくん”は、老若男女を問わず世界的な人気を誇る一方、その人気の高さゆえに海外から“ロッピーくん”を模したコピー商品が多く輸入されていた。

甲社の法務担当者Aは、ECサイトにおいて大量に出品されている“ロッピーくん”のコピー商品に頭を悩ませていた。ECサイトに対して周知メールを送付したり、出品者に対して内容証明郵便を送付したりすることで、ある程度のコピー商品は出品が取り下げられる。しかし、しばらく経つと、また新たなコピー商品が出品され、まさに“いたちごっこ”である。

甲社としては、“ロッピーくん”のコピー商品が海外から輸入される段階で、何らかの措置を講じたいと考えているが、どのような方法があるか。

I はじめに

我が国においては、依然として偽ブランドや模倣品といったコピー商品が蔓延している。とりわけ、ECサイトの普及により、会社のみならず個人であっても容易に商品を出品できるようになった今日では、コピー商品を目にする機会は多くなった。

言うまでもなくコピー商品の製造や販売は犯罪であり、例えば商標法は、商標権を侵害した者に対して10年以下の拘禁刑若しくは1,000万円以下の罰金又はこれらの併科を定めている（同法78条）。

コピー商品は、我が国において製造されることもあるが、海外で製造されたものが我が国に輸入され、販売されるケースが多い。このような海外で製造されたコピー商品が我が国の市場に流通することを防ぐ“最後の砦”となるのが、税関による認定手続（関税法69条の12）である。

認定手続は、我が国の税関に到着した貨物の中から知的財産権侵害物品¹に該当すると思料される貨物について、侵害物品に該当するか否かを認定する手続であるため、「水際取締り」と呼ばれている。財務省の公表資料によると、令和7年の税関における知的財産侵害物品の輸入差止件数は31,760件、輸入差止点数は763,504点にのぼり、1日あたり平均87件、2,091

1 関税法69条の11第1項9号～10号に該当する物品をいう。